

ダイバーシティ推進委員会設置要綱

(2007年10月19日規約第07-52号)

《所管：人事課長》

(設置)

第1条 本学の教育研究活動および就労の場におけるダイバーシティの推進に必要となる男女共同参画推進、障がい者支援、セクシュアルマイノリティ支援およびその他支援に関する各施策を検討すること等を目的として、ダイバーシティ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管)

第2条 委員会は、人事部の所管とする。

(委員会の職務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 ダイバーシティ推進に係る施策の企画に関する事項
 - 二 学内外諸機関との連携および協力等に関する事項
 - 三 その他ダイバーシティの推進に関する事項
- 2 委員会は、前項各号に掲げる事項の審議のほか、ダイバーシティ推進に係る施策の企画に関する調査および情報収集ならびにダイバーシティに係る支援活動、交流活動および広報を行う。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 総長が指名する理事 若干人
 - 二 政治経済学術院長、法学学術院長、教育・総合科学学術院長、商学学術院長、社会科学総合学術院長および国際学術院長のうちから互選された者 1人
 - 三 文学学術院長
 - 四 理工学術院長
 - 五 人間科学学術院長またはスポーツ科学学術院長のうちから互選された者 1人
 - 六 教務部長、国際部長、学生部長、総務部長および人事部長
 - 七 スチューデントダイバーシティセンター長
 - 八 本学専任教職員のうちから総長が指名する教職員 若干人
- 2 第6条第1項に規定する委員長は、必要に応じて、前項に規定する構成員以外の者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

- 第5条 前条第1項第2号、第5号および第8号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第6条 委員会に、委員長1人を置く。
- 2 委員長は、第4条第1項第8号に掲げる者の中から総長が指名する。
 - 3 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 委員長が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

- 第7条 委員会に、副委員長2人を置く。
- 2 副委員長は、第4条第1項第8号に掲げる者の中から委員会の同意を得て委員長が指名する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、または委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 4 副委員長の任期は、委員長の任期に従う。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数によって決する。
- 4 委員会は、必要があるときは、委員以外の学識経験者その他の者に出席を要請し、意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、必要に応じて部会およびワーキングチーム等を設置することができる。
- 6 部会およびワーキングチーム等の運営その他必要な事項は、その都度委員会で定める。

(事務局および事務)

第9条 委員会の事務局は、人事部に置く。

- 2 事務局の事務は、人事部を中心に、関連箇所が協力して行う。

(委員会等の呼称)

第10条 委員会および事務局を合わせてダイバーシティ推進室と称することができる。

- 2 委員長はダイバーシティ推進室長と、副委員長はダイバーシティ推進室副室長と、それぞれ称することができる。

附 則 (2007年10月19日規約第07-52号)

この要綱は、2007年10月21日から施行する。

附 則 (2016年6月24日規約第16-27号)

この要綱は、2016年7月1日から施行する。

附 則 (2017年3月28日規約第16-85号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、2017年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のダイバーシティ推進委員会設置要綱(以下「改正前要綱」という。)第4条第3号に規定される現に委員である者の任期は、この要綱による改正後のダイバーシティ推進委員会設置要綱(以下「改正後要綱」という。)第5条第1項本文の規定にかかわらず、2018年9月20日までとする。
- 3 この要綱の施行の際、改正前要綱第6条第2項に規定される現に委員長である者の任期は、改正後要綱第6条第3項本文の規定にかかわらず、2018年9月20日までとする。
- 4 改正後要綱第5条第1項本文の規定にかかわらず、この要綱施行後最初に嘱任される改正後要綱第4条第2号および5号に規定される委員の任期は、2018年9月20日までとする。